

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 10 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定による。

## 損害賠償の額の決定について

立川市は、平成27年8月25日に東京都市公平委員会から再審の請求の却下の決定を受けた平成23年（不）第11号事件について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

### 1 損害賠償の相手方

立川市職員A氏

### 2 損害賠償の要旨

市は、東京都市公平委員会で処分が修正されたA氏の未払給与の遅延損害金として、民法（明治29年法律第89号）第419条第1項の規定に基づき、損害賠償金3,210,618円をA氏に支払うものとする。